

■原産国の表示について

最近では北海道の(株)ミートホープ社の牛肉偽装問題により会社の存続が出来なくなり、ちょっと前ならはちみつ問題、不二家の消費期限切れの材料使用、古くは雪印乳業、日本ハム問題など不当な表示に対する消費者の反撃は怖いものがあります。

眼鏡業界においても、原産国表示が以前から問題視されていました。

表示についての法律は「**不当景品類及び不当表示防止法**」であり、同法第4条第3項に「商品又は役務の取引に関する事項について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの」は不当な表示に当たるとあり、指定されているものの中に「原産国」の表示があります。

「眼鏡公正競争規約」は、この法律の下に作られた業界の自主ルールですが「原産国を誤認するおそれのある」ものには原産国を正しく表示することが**法律**で定められています。表示については**本体に明瞭に表示しなければなりません**。表示の方法は刻印、印刷若しくはタグやシールの添付でもよいことになっています。**一時的にはタグやシールでも可ですが、これは過渡期の処置として認めているもので、今後製造する商品については日本製であっても外国製であっても本体に明瞭に刻印又は印刷で表示しなければなりません**。表示は、消費者が商品を選択するときに必要ですから、通常、小売店で販売する商品には規約で定められた方法で「原産国表示」を含む表示が必要です。

さらに、今回の「公正競争規約」は老眼鏡、サングラスの表示を規定するものではなく、サングラスの表示は「家庭用品品質表示法」、また、老眼鏡の表示は「新薬事法」が適用されます。

ただ、原産国の表示は不当表示防止法で定められた「誤認されるおそれのあるものについては」原産国表示が必要ですから、サングラスや老眼鏡でも原産国を誤認されるおそれがある場合は原産国表示が必要です。